

別記様式第11号(第13条第3項関係)

## 島根県サービス付き高齢者向け住宅整備基準チェックリスト

※このチェックリストの他、各項目内容を記載した設計図書または資料を添付してください。

条	項目	内容	設計図書 該当ページ
第1章 総則			
2	健全な地域社会の形成	住宅は周辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資すること	
3	良好な居住環境の確保	住宅は安全、衛生、美観等を考慮し、入居者にとって便利で快適であること	
第2章 敷地の基準			
4	敷地の位置	敷地は災害、公害等の居住環境の阻害の恐れのないこと	
5	敷地の安全性		
	安全措置	敷地は必要に応じて地盤改良、擁壁の設置等安全な措置を講じること	
	排水措置	敷地は雨水、汚水を排出、処理するための必要な施設を設けること	
第3章 住棟及び居住部分の基準			
6	住棟の基準	住棟等は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保すること	
7	住宅の規模	原則として、パイプシャフト等の面積は除外すること	
8	床及び壁の仕上げ	滑り、転倒等に対する安全性に配慮すること	
9	建具等	建具の開閉のしやすさ、安全性に配慮して、取手、引手、鍵は使いやすい形状で適切な位置に取り付け	
10	設備		
	便所	<日常生活空間内>腰掛け式とする	
	浴槽の縁の高さ	高齢者の入浴に支障がない等安全性に配慮すること	
	給水、給湯、電気、ガス設備	安全装置の備わった調理器具、操作が容易なものとする	
	警報器等	ガス漏れ検知機、火災報知器を設けること<高齢者が主に使用する台所>	
	緊急通報装置	特定寝室、便所、浴室(共用の便所、共用の浴室含む。)に設けること	
11	住宅の屋外部分		
	敷地内通路及び出入口	歩行、車いす利用に配慮した安全性、利便性、形状、寸法等を有すること	
	屋外階段	勾配、形状等が昇降の安全上支障のないもの	
	屋外照明	安全性に配慮した照度を確保できるもの	
12	共用の居間等	<住戸の面積を25㎡未満とする場合>	
	居間、食堂、台所の面積	居間、食堂、台所の合計面積 > 特例住戸数 × 3㎡	
	台所の設備	身体の不自由な者の使用に適した設備を備えること	
	台所の位置	共用の居間、食堂に隣接すること	
	台所の規模	入居者の利便性を考慮した適切な規模を有すること	
13	浴室の規模等	<各戸に浴室を設けない場合>	
	共用の浴室	身体の不自由な者の使用に適した設備を備えること 戸数10戸に対して1箇所以上の割合で備えること	
14	その他設備等	提供サービスに応じた規模の室 敷地内に確保すること 住宅の規模、サービス内容に応じた設備を備えること	

注

特定寝室	高齢者の利用を想定する一の主たる寝室
日常生活空間	高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、特定寝室、食事室及び特定寝室の存する階にあるバルコニー(接地階を除く。)、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ主たる経路

本書類の作成者	氏名	建築士資格及び登録番号	登録
	印	資格	
	建築士事務所の名称	所属事務所登録番号、住所、電話番号	
		事務所登録番号	事務所の住所

登録申請時から変更がない場合に限り、登録申請時に提出したチェックリストの写しの末尾に、以下の文を追記し、チェックボックスにて誓約したものを提出することで、再度建築士の署名押印したものは不要とします。

※作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。

 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。